

入園選考および認定変更の取扱いに関する意見書

全国認定こども園協会 京都府支部
杉本 五十洋

令和6年10月15日に開催された第2回幼保推進部会における議論、ならびに同部会後に提出いたしました「認定こども園における利用調整の緩和」に関する意見書（全国認定こども園協会京都府支部・京都市日本保育協会・京都市保育園連盟 連名）に対し、同年12月20日に開催された第3回幼保推進部会において、事務局より「現時点では当該緩和は時期尚早である」との見解が示されました。

しかしながら、その後の社会状況や保育ニーズの変化、ならびに京都市における待機児童の状況を踏まえると、現在は利用調整の緩和を具体的に検討・実施すべき段階に至っているものと考えます。

これまでの入園選考制度は、「福祉」の観点から、保育の必要度（ポイント）の高い家庭を優先する仕組みとして合理性を有しており、待機児童が多数存在していた時代においては有効な手法でありました。

一方で、現在の京都市においては、待機児童数ゼロとなり、認定こども園・保育園において定員割れが生じている施設が多数ある状況です。特定の施設にこだわらなければ、いずれかの園への入園が担保される状況にあります。

このような状況下において、従来どおり「保育の必要度」を最優先とした利用調整を一律に適用し続けることは、「保育・教育の質」を重視して施設を選択したいと考える保護者の選択の機会を事実上制限し、その選択権を放棄させている状況にあると言えます。

今後は、保護者と施設が「教育・保育のパートナー」としての関係を築き、保護者は自己決定権と責任のもとで施設を選択し、施設はその選択に応えるべく、存続をかけた切磋琢磨を通じて教育・保育サービスの質の向上に努めていくことが求められます。

こうした観点から、子どもの生活環境や育ちの連続性を重視する「子育て支援」に重点を置いた考え方へと、制度運用の在り方を転換していく必要があるのではないのでしょうか。

意見

- ① 国の通知においては、直接契約である認定こども園について、地域に待機児童がない場合には、当該施設を第一希望とする保護者を優先して選考することが可能であると示されています。

近年、「子どもにとって最善の教育・保育環境を求め、特定の園の教育・保育方針に共感して入園を希望する保護者」が増加している現状を踏まえると、入園選考において保護者の施設選択の意思を、これまで以上に尊重する制度への見直しが必要であると考えます。

つきましては、国の通知に示されている選考方法を踏まえた制度運用をしていたくとともに、当該取扱いを認定こども園に限定することなく、保育園においても

適用可能としていただくことが望ましいと考えます。

- ② 現行制度では、認定こども園在園児が1号認定から2号認定へ変更を希望する際、改めて利用調整の対象とされています。しかしながら、この取扱いによっては、当該園の入園待ち希望者のポイント状況次第で、在園中の子どもが2号認定へ変更できない可能性が生じます。

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変化した場合であっても、通い慣れた園で継続して教育・保育を受けられることを特長の一つとしています。そのため、在園児の認定変更に際しては、新たな利用調整を行うことなく認定変更を可能とする取扱いが必要と考えます。

- ③ 申込期間や入園可否の結果通知時期が遅いため、保護者が生活設計の見通しを立てにくい状況が生じています。特に共働き家庭にとっては大きな不安要因となっています。また、施設側においても、慢性的な人材不足の中で、適切な受入体制の準備が困難となっています。

これらの状況を踏まえ、入園選考時期の前倒しが必要と考えます。

期待される効果

「本来希望していた園に通わせなかった」という思いを抱え続けることは、保護者にとっても子どもにとっても望ましいことではありません。

また、園の立場から見ても、園の理念や教育内容を理解し、共感した上で入園する家庭を迎えることは、信頼関係の構築や円滑な園運営につながります。第一希望者を優先的に受け入れる仕組みは、園と家庭の絆を深め、保育士の働きやすさの向上、園の魅力の向上、さらにはミスマッチによる保護者とのトラブル、保育士の離職、園児の途中退園の防止にも寄与するものと考えます。

第一希望に選ばれる園となるために、各園が保育・教育の質の向上に取り組むことは、子どもや保護者にとっても望ましい方向性です。

認定こども園・保育園等の入園方法において、保護者が自己責任を伴って選択権を行使することを尊重することは、京都市の子育て支援体制のさらなる強化につながり、保護者・施設・行政の三者にとって意義のある制度となるものと考えおります。

「入園希望にあたり、保護者は希望園において申請手続きを行う仕組みの導入」

1. 平成 27 年 2 月 3 日付 内閣府・厚生労働省連名通知

「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」では、認定こども園は直接契約施設であることから、一定条件下において、保護者の希望をより尊重した利用調整が可能であると示されています。

2. 京都市は、令和 6 年 12 月 20 日幼保推進部会資料 3「本市の考え」において、利用調整緩和の検討要件を満たしていると表明しています。また、令和 7 年度 4 月においても待機児童数は 0 となっています。

3. 上記「内閣府・厚生労働省連名通知」に示されている調整方法のうち、第一希望施設を通じた募集、市町村による点数付けおよび調整を京都市においても導入することが可能です。

京都市においては、認定こども園に限らず、これを保育園にも適用することを提案します。

提案する具体的フロー（※原型：「第 3 回幼保推進部会 資料」）

1. 4 月入園希望者は、10 月中に希望する認定こども園（・保育園）を訪問し、面談を経て入園申請書類を提出します。年度途中の入園希望は随時、希望する認定こども園（・保育園）にて同様の入園申請書類提出をします。
2. 認定こども園（・保育園）は、受領した申請書類を月毎にとりまとめて市へ提出します。（原則福祉事務所での受付は行わない。）
3. 市は、保育要件を審査し、利用調整点数を付与した一覧を園へ提供します。
4. 認定こども園（・保育園）は、年齢区分ごとに点数順で内定児童候補リストを京都市へ報告します。
5. 市は、内定通知・保留通知を発送します。4 月入園希望者へは 11 月末に結果通知を行います。（内定通知受領までは、入園希望先を変更可能）
6. 保留となった児童については、市が待機か他の園を希望するかを聴取の上、通常の利用調整によって入園先を決定します。
4 月入園については 12 月 20 日までに結果を通知します。

期待される効果

1. 保護者の負担軽減および利便性の向上
2. 入園希望者に当該園からの直接の情報により、公平な情報収集と選択権の行使ができる。
3. 内定・保留通知の早期化により、生活設計・計画が立てやすい。
4. 行政手続きの効率化
5. 選ばれる園となる為の切磋琢磨により保育内容・保育サービスの質の向上が期待できる。